

四日市市告示第250号

特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部を次のように改正する。

平成27年5月1日

四日市市長 田 中 俊 行

特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部を改正する告示

特定工場等において発生する騒音の規制基準(平成12年四日市市告示第370号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>特定工場等において発生する騒音の規制基準</p> <p>2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する<u>図書館</u>、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム<u>並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u>の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値</p>	<p>特定工場等において発生する騒音の規制基準</p> <p>2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する<u>図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム</u>の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。</p>

から5デシベルを減じた値とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(環境部 環境保全課)